

修正等を要する部分とその内容（介護保険）

※(別添3 変更箇所については省略)

対応する評価書の項目	ページ	記載内容	修正案	理由
	介護保険			
II 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	10, 44, 70	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の68及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める命令に認定申請時に特定個人情報を取得する旨明示されている。	本人に直接示していないが、番号法別表第1の68及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第50条に認定申請時に特定個人情報を取得する旨規定されている。	【事務所管課による修正】 ・表記の改善
	96	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の68及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める命令に介護サービス費の申請において特定個人情報を取得する旨明示されている。	本人に直接示していないが、番号法別表第1の68及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第50条に介護サービス費の申請において特定個人情報を取得する旨規定されている。	【事務所管課による修正】 ・表記の改善
	122	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の68及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める命令において介護保険料の賦課を行うにあたり特定個人情報を取得する旨明示されている。	本人に直接示していないが、番号法別表第1の68及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第50条において介護保険料の賦課を行うにあたり特定個人情報を取得する旨規定されている。	【事務所管課による修正】 ・表記の改善
III 2. リスク1：目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	127	<ul style="list-style-type: none"> ・介護認定申請・給付関係の申請等を窓口で受け付けた場合は、本人の個人番号カード又は通知カード、運転免許証、旅券、被保険者証、身分証明書（介護保険法に基づく提出代行の場合）により本人の情報であることを窓口で確認している。 ・資格取得等に係る届出書等については、住民記録システムとのデータ連携により取得しており本人以外の情報を入手することはない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護認定申請・給付関係の申請等を窓口で受け付けた場合は、本人の個人番号カード又は通知カード、運転免許証、旅券、被保険者証、身分証明書（介護保険法に基づく提出代行の場合）により本人の情報であることを窓口で確認している。 ・資格取得等に係る届出書等については、住民記録システムとのデータ連携により取得しており本人以外の情報を入手することはない。 ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、本人からの情報のみが送信される。 	【事務所管課による修正】 ・「III 2. リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容」の記載を転記
III 2. リスク1：目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	127	<ul style="list-style-type: none"> ・庁外からの情報の入手の場合、あらかじめ定められた項目に基づいた書式をやり取りするため、必要な情報以外を入手することはない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報を入手する際、あらかじめ定められた項目に基づいた書式をやり取りするため、必要な情報以外を入手することはない。 ・保険料の賦課に必要な情報は、特定の相手から最低限のものを取得する。 	【事務所管課による修正】 ・表記の改善 ・「III 2. リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容」の記載を複写

対応する評価書の項目	ページ	記載内容	修正案	理由
	介護保険			
Ⅲ 2. リスク2:不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	127	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号の記載を要する届出書及び申請書は、法令及び条例等において規定されるため、被保険者及び被保険者等が個人番号の記載が必要であることを確認することができる。 保険料の賦課に必要な最低限の情報を特定の相手から取得するため、収集時に情報が詐取・奪取されることがない。 住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、本人からの情報のみが送信される。 サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続きを探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号の記載を要する届出書及び申請書は、法令及び条例等において規定されるため、被保険者及び被保険者等が個人番号の記載が必要であることを確認することができる。 保険料の賦課に必要な情報は、特定の相手から最低限のものを取得しており、入手元から情報を詐取・奪取することはない。 →「リスク1:目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容」へ移動 サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続きを探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。 	<ul style="list-style-type: none"> 【事務所管課による修正】 ・表記の改善 ・適切な項目に転記
Ⅲ 2. リスク3:入手した特定個人情報情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	127	<ul style="list-style-type: none"> 上記個人番号の真正性の確保と同様に、本人の個人番号カード又は通知カード、運転免許証、旅券、被保険者証、身分証明書（介護保険法に基づく提出代行の場合）の提示や窓口での聞き取り等に基づき、確認する。 収集後に情報が変化した場合、住民記録システムとの連携により修正し、正確性を確保する。 サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、委託事業者が委託契約にもとづき、申請情報を封緘し、書留等の記録が残り追跡可能な手段で地方公共団体に郵送することにより、安全を確保している。 	<ul style="list-style-type: none"> 入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。 収集後に情報が変化した場合、住民記録システムとの連携により修正し、正確性を確保する。 →「リスク4:入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク」へ移動 	<ul style="list-style-type: none"> 【事務所管課による修正】 ・他の事務と表記をそろえる。 【事務所管課による修正】 ・適切な項目に転記
Ⅲ 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）リスク4:入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	128	<p>特定個人情報の入手に関しては、次の点について職員等に対する教育を徹底する。</p> <p>【紙媒体に対する措置】 (略)</p> <p>【電子データに対する措置】 (略)</p> <p>【業務共通システムに対する措置】 (略)</p>	<p>特定個人情報の入手に関しては、次の点について職員等に対する教育を徹底する。</p> <p>【紙媒体に対する措置】 (略)</p> <p>【電子データに対する措置】 (略)</p> <p>【業務共通システムに対する措置】 (略)</p> <p>【サービス検索・電子申請機能に対する措置】 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、委託事業者が委託契約に基づき、申請情報を封緘し、書留等の記録が残り追跡可能な手段で地方公共団体に郵送することにより、安全を確保している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 【事務所管課による修正】 ・サービス検索・電子申請機能に関するリスクを追記

対応する評価書の項目	ページ	記載内容	修正案	理由
	介護保険			
Ⅲ 3. 特定個人情報の使用 リスク 2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	128	<業務共通システムにおける措置> システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、ユーザIDと生体認証（又はパスワード）による個人認証を行う。	<業務共通システム・介護保険システムにおける措置> システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、ユーザIDと生体認証（又はパスワード）による個人認証を行う。	【市民意見による修正】 ・所管事務で使用するシステム全てについて記載する。
Ⅲ 3. 特定個人情報の使用 リスク 2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	128	<業務共通システムにおける措置> (略)	<業務共通システムにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (1) 発効管理 システム利用管理者がシステムを利用する職員に対して個別にユーザIDを発効し、アクセス権限を設定する。 (2) 失効管理 システム利用管理者は、権限を有していた職員の異動／退職が生じた際にはアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。	【市民意見による修正】 ・所管事務で使用するシステム全てについて記載する。
Ⅲ 3. 特定個人情報の使用 リスク 2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	129	<業務共通システムにおける措置> (略)	<業務共通システムにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> システム利用管理者が定期的にユーザIDやアクセス権限を再確認し、職員の異動／退職により業務上アクセスが不要となったものについては変更・削除を行い、残存を防止する。	【市民意見による修正】 ・所管事務で使用するシステム全てについて記載する。
Ⅲ 3. 特定個人情報の使用 リスク 2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容	129	<業務共通システムにおける措置> (略)	<業務共通システムにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> 端末PCについて、画面の盗み見・不正利用対策として、一定時間経過後に自動的にログオフする制御を行う。	【市民意見による修正】 ・所管事務で使用するシステム全てについて記載する。

対応する評価書の項目	ページ	記載内容	修正案	理由
	介護保険			
Ⅲ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	130	<p>・「個人情報取扱特記事項」の定めにより、必要があると認めるときは、委託先に対し報告を求め又は実地に検査することができる。</p>	<p>・委託先では、特定個人情報は管理措置が講じられた作業場所において取り扱うものとし、当該作業場所以外の場所への特定個人情報の持出、提供を禁止している。</p> <p>・委託先との間で特定個人情報等を運搬により提供する場合は、特定個人情報が記録された資料等の運搬中に資料等から離れないこと、電磁的記録の資料等は暗号化を施すこと等、個人情報等の漏えい防止対策を十分に講じたうえで運搬を行う。</p> <p>・「個人情報取扱特記事項」の定めにより、必要があると認めるときは、委託先に対し報告を求め又は実地に検査することができる。</p>	<p>【市民意見による修正】</p> <p>・提供に関するルールの内容を追加</p>
Ⅲ 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	136	<p>【千葉市における措置】 (略) <サーバー室について> (略) <区役所等執務室について> (略) <その他の対策> 【遠隔地保管】 ・日々の業務終了後に仮想テープ装置（磁気ディスク）へデータベースの退避データを作成している。また、週毎に磁気ディスク上のデータをLTO媒体へ複写し、遠隔地にて保管している。 ・日々の退避データは1週間保存している。また、遠隔地保管については遠隔地で3週間保存し、その後データセンターで10週間（計13週間）保存している。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 (略)</p>	<p>【千葉市における措置】 (略) <サーバー室について> (略) <区役所等執務室について> (略) <その他の対策> 【遠隔地保管】 ・日々の業務終了後に仮想テープ装置（磁気ディスク）へデータベースの退避データを作成している。また、週毎に磁気ディスク上のデータをLTO媒体へ複写し、遠隔地にて保管している。 ・日々の退避データは1週間、遠隔地保管する複写データは3週間保存している。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 (略)</p>	<p>【事務所管課による修正】</p> <p>・退避データの取扱いを実態に合わせて修正</p>

対応する評価書の項目	ページ	記載内容	修正案	理由
	介護保険			
VI 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	142	<u>平成28年7月15日から平成28年8月15日まで（32日間）</u>	<u>令和元年9月1日から令和元年9月30日まで（30日間）</u>	【事務所管課による修正】 ・今回の再実施に伴う修正
VI 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容	142	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>特定個人情報の取扱いの手段・流れを明確にし、リスクを具体的に把握するべきである。</u> ・ <u>「個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言」の特記事項において、委託先との情報管理体制の確認や秘密保持に関する契約のほか、流出・漏えいした場合に備えての損害賠償の予定に関する記述を追加するべきである。</u> 	【事務所管課による修正】 ・今回の再実施に伴う修正
VI 2. 国民・住民等からの意見の聴取 評価書への反映	142	＝	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の部分を中心に評価書を再度見直し、不足している対策を追記した。</u> 	【事務所管課による修正】 ・今回の再実施に伴う修正